

《平成 30 年度募集要項》

静岡県若年性認知症居場所（仕事の間）づくり支援事業 事業者募集要項

1 募集概要

(1) 事業の目的

若年性認知症の人が軽作業などの仕事をするにより、社会参加や仲間・支援者との出会いにつながる居場所（以下「仕事の間」という。）を設置・運営するモデル事業を実施し、事業の成果を周知・広報することにより、同様の取組を県内に普及することを目的とします。

(2) 事業の実施方法

静岡県内の地域活動団体や介護サービス事業者等を対象に、仕事の間を設置・運営しようとする事業者を募集し、そのうち静岡県知事が選定する事業者に事業を委託します。

(3) 委託業務の内容

若年性認知症の人の仕事の間を設置・運営するとともに、下記の業務を実施することとします。

- ① 仕事の間への参加者本人および家族に対し、若年性認知症の特性、疾患や病状に配慮し、認知症ケアの視点を持ち、適切な支援を行う。
- ② 関係機関との連携により、必要に応じて、介護保険サービス等の必要な支援について検討し、サービス利用への支援を行う。
- ③ 関係機関との連携により、仕事の間の対象者となる方への周知・広報を行う。
- ④ 軽作業等によって得られた作業収入を、工賃として仕事の間への参加者本人に配分する。
- ⑤ 県が今年度実施する「普及報告会」等において、成果報告や実践事例の発表を行う。

(4) 募集する事業者数

概ね 3 事業者

(5) 募集申込受付期間

平成 30 年 4 月 23 日（月）～平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時まで 必着

(6) 事業実施期間

平成 30 年 7 月 1 日（日）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

2 応募資格

以下の（１）及び（２）のいずれの要件を満たすものとします。

（１）静岡県内における次に掲げる事業者

- ①社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ②特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非利活動法人
- ③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- ④会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- ⑤①～④までのほか、法人格を有する者

（２）次のすべての要件を満たす者

- ①現に行っている事業又はこれまでにを行った事業において、若年性認知症の人の利用があること
- ②上記 1（３）の業務内容を実施できること
- ③事業を実施する事業所の所在する市町の長から、事業の実施および継続について、積極的に関与し、支援することを前提とした推薦があること
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員またはそれらの利益となる活動を行うものでないこと

3 事業の実施体制等

（１）職員の配置等

若年性認知症に関する専門的知識を有する者（認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等）を若年性認知症ケア責任者として確保するほか、実施する事業内容に応じて、介護職員を配置すること。

（２）設備

事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、本事業以外の事業の利用者のサービス低下を来さないよう配慮するとともに、事業所全体として、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を設けること。

4 今後のスケジュール

日程	内容
平成 30 年 4 月 23 日（月） ～ 5 月 31 日（木）17 時 必着	募集申込み受付
平成 30 年 6 月上旬	事業者選定
平成 30 年 6 月中旬～下旬	業務委託契約
平成 30 年 7 月 1 日（日）	事業開始

5 事業実施に基づく経費等について

(1) 委託対象経費

対象経費	委託費上限額
静岡県若年性認知症居場所（仕事の間）づくり支援事業の実施に要する次の経費 ・賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1事業者あたり 500千円

(2) 委託費の支払い

委託事業の支払いは、原則として委託事業終了後の精算払いとします。
ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いとすることもできます。

6 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募者は、所定の提出書類を作成のうえ、市町の長の推薦書を添付のうえ期日までに提出してください。

提出書類：①静岡県若年性認知症居場所（仕事の間）づくり支援事業計画
協議関係書類（様式第1号、別紙1～2）

②市町の長からの推薦書（様式第2号）

提出方法：郵送（必着）または持参

提出期限：平成30年5月31日（木）17時

(2) 提出先（問合せ先）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

担当：静岡県健康福祉部長寿政策課介護予防班

TEL：054-221-2442 FAX：054-221-2142

メール：chouju@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募書類の作成費等、当該応募にかかる経費はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出物については、審査結果にかかわらず返却はしません。
- ③ 経費については平成30年7月から平成31年3月にかかる金額を記載ください。

7 審査・決定に関する事項

(1) 審査・決定方法

提出された応募書類等について、①若年性認知症利用者の受入れ状況や見込み、②仕事における軽作業の提供状況、③仕事場の支援体制、④仕事場における支援の内容、⑤委託事業終了後の継続性、⑥予算内容の適正性等を審査し、予算の範囲内で事業者を決定します。

審査にあたり、事業計画内容について質問を行う場合がありますので、その際には説明をお願いします。

(2) 通知

審査結果（採択、不採択）については、平成 30 年 6 月中旬頃、応募者全員に文書にて郵送します。

(3) 事業委託契約

採択決定後、静岡県若年性認知症居場所（仕事場）づくり支援事業委託契約を締結します。

(4) 事業者の義務（事業委託契約後）

静岡県若年性認知症居場所（仕事場）づくり支援事業委託契約に基づいて実施することとし、特に以下のことに注意してください。

① 事前承認

事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、事前に知事の承認が必要です。

② 調査および指導等

知事は必要があるときは、報告をさせたり、調査及び指導を行うことができます。

③ 実績報告

事業終了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。

④ 証拠書類の保存

経費等の証拠書類は整理し、終了後 5 年間保存する必要があります。

⑤ 成果の発表

事業の成果については、その取り組みや成果を発表していただくことがあります。

8 その他留意事項

事業で作成した冊子などの成果物に関する著作権は、静岡県に帰属するものとし、静岡県が行う研修や広報等の施策での活用を妨げないものとします。